附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　幼稚園及び特別支援学校において通学のための自動車を運行する場合であって、当該自動車に第二十九条の二第二項に規定するブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第一項に定める児童生徒等の所在の確認を行うことを要しない。この場合において、通学のための自動車を運行する幼稚園及び特別支援学校は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて児童生徒等の所在の確認を行わなければならない。

## ○文部科学省令第四十二号

著作権法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第四百五号）の施行に伴い、著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第五十九条第二項の規定に基づき、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）及び著作権法施行令を実施するため、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

文部科学大臣　永岡　桂子

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| 第一章～第十章　［略］ | 第一章～第十章　［同上］ |
| 第十章の二　図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四・第二十二条の五） | 第十章の二　授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四―第二十二条の六） |
| 第十章の三　授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の六―第二十二条の八） | |
| 第十一章～第十三章　［略］ | 第十一章～第十三章　［同上］ |
| 附則 | 附則 |
| **第十章の二**　図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等 | ［章を加える。］ |
| （図書館等公衆送信補償金の額の認可の申請） | |
| **第二十二条の四**　法第百四条の十の二第一項に規定する指定管理団体（以下この章において「指定管理団体」という。）は、法第百四条の十の四第一項の規定により図書館等公衆送信補償金（法第百四条の十の二第一項の図書館等公衆送信補償金をいう。以下この章において同じ。）の額の設定又は変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に参考となる事項を記載した書類を添付して、文化庁長官に提出しなければならない。 | |
| 一　指定管理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名 | |
| 二　設定又は変更の認可を受けようとする図書館等公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項 | |
| 三　法第百四条の十の四第三項の規定による図書館等を設置する者の団体からの意見聴取の概要（当該団体の名称及び代表者の氏名、当該意見聴取の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の図書館等公衆送信補償金の額への反映状況を含む。） | |
| （補償金関係業務に係る業務規程の記載事項等） | |
| **第二十二条の五**　令第五十九条第二項の業務規程で定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。 | |
| 一　図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務に要する手数料（第三項第一号において「手数料」という。）に関する事項 | |
| 二　文化庁長官の認可を受けた図書館等公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項 | |
| 2　法第百四条の十の五第二項の図書館等公衆送信補償金の分配に関する事項には、当該分配の方法の詳細（著作権者又は著作隣接権者の不明その他の理由により図書館等公衆送信補償金を受ける権利を有する著作権者又は著作隣接権者と連絡することができない場合における分配の方法を含む。）及びその決定の基礎となるべき事項を含むものとする。 | |